

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

— 異本注記の有無について — (十)

小林 恭治

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—異本注記の有無について— (十)

本稿は左記の拙論の続編である。

- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (二)〕
〔鶴見大学紀要〕第47号 第一部 日本語・日本文学編 平成22年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (二二)〕
〔鶴見大学文化研究所紀要〕第15号 平成22年4月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (三三)〕
〔鶴見大学紀要〕第48号 第一部 日本語・日本文学編 平成23年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (四一)〕
〔鶴見大学紀要〕第48号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成23年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (五)〕
〔鶴見大学紀要〕第49号 第一部 日本語・日本文学編 平成24年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (六)〕
〔鶴見大学紀要〕第49号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成24年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (七)〕
〔鶴見大学紀要〕第50号 第一部 日本語・日本文学編 平成25年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (八)〕
〔鶴見大学紀要〕第50号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成25年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (九)〕
〔鶴見大学紀要〕第51号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成26年3月

42、「スイ」(25ウ)

資料B-44

高山寺本	西念寺本	観智院本
② 正録 ③ 又殆音 ① 徒戴反 ④ オヲフ ⑤ イタル ⑥ カタシ	① 徒戴人 ② 正録 ③ 又殆上 ④ オヨフ ⑤ イタル ⑥ カタシ ⑦ ヲヨスカ ⑧ スイ ッタカ	① 徒戴又 ② 正録 ③ 又殆上 ④ オヨフ ⑤ イタル ⑥ カタシ ⑦ ヲヨスカ
迨 徒戴反 正録又殆音 オヲフ イタルカタシ 25ウ	迨 徒戴人 正録又殆上 オ 徒戴人 正録又殆上 オ 徒戴人 正録又殆上 オ 徒戴人 正録又殆上 オ 25ウ	迨 徒戴又 正録又殆上 オヨフ イタルカタシ ヲヨスカ 25上 46

資料B-44の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表B-44-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

高山寺本	西念寺本	観智院本
② 正録 ③ 又殆音 ① 徒戴反 ④ オヲフ ⑤ イタル ⑥ カタシ ⑦ オヲフ ⑧ スカ	① 徒戴人 ② 正録 ③ 又殆上 ④ オヨフ ⑤ イタル ⑥ カタシ ⑦ ヲヨスカ ⑧ スイ ッタカ	① 徒戴又 ② 正録 ③ 又殆上 ④ オヨフ ⑤ イタル ⑥ カタシ ⑦ ヲヨスカ

小林 恭 治

表 B-44-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
①徒戴又	①徒戴人	①徒戴反
②正録	②正録	②正録
③又殆 ^上	③又殆 ^上	③又殆 ^上 音
④オヨフ	④オヨフ	④オウフ
⑤イタル	⑤イタル	⑤イタル
⑥カタシ	⑥カタシ	⑥カタシ
⑦ヲヨヌカ	⑦カウツタカ	⑦オウ□ヌカ
	⑧スイ	

表 B-44-a を見ると、西念寺本の標出漢字「迨」のカタカナ注記⑧「スイ」が観智院本に見えないことがわかる。鎮国守国神社本においては項目自体が佚文であるが、この⑧「スイ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の⑧「スイ」は、資料 B-44 に示したように、その他の注記に比べて小字で記されていること、そして、末尾に「イ」とあることから、異本注記であると思われるが、記載状況を一瞥しただけでは、どの記述に対する注記であるかが判断できない。

すなわち、西念寺本の⑧「スイ」は、標出漢字「迨」の注記の 2 行目と 3 行目の行間に記されており、異本対照作業によって追記された当時においては、周辺のいずれかの注記に寄り添うように記されていたものと思われるが、その後、写本自体が転写された際に、転写者によって、⑧「スイ」が 2 行目と 3 行目のほぼ中間に記されてしまったために、注記の対象が分かりにくくなってしまったものと思われる。そうした西念寺本の現況により、⑧「スイ」の対象については、次の二案が考えられる。

〈a〉西念寺本の⑧「スイ」は、2 行目の④「オウフ」の「ウ」に対する異本注記として付されている。

〈b〉西念寺本の⑧「スイ」は、3 行目の⑦「カウツタカ」の「タ」に対する異本注記として付されている。

右の両案について、異本注記の指示内容を考えると、まず、〈a〉案の場合、西念寺本の⑧「スイ」は、④「オウフ」の「ウ」が、異本で『ス』であったことを意味していることになるから、異本では『オスフ』と記されていたことになるが、『オスフ』では、標出漢字「迨」の注記という条件に限らず、和訓と

しても意味不明となってしまう。また、表 B-44-a を見ても、西念寺本の④「オウフ」に対しては、観智院本に④「オヨフ」、高山寺本に④「オウフ」とあり、声点の有無以外で確認できるのは、「ヨ」と「ウ」の異体字としての相違のみで、西念寺本の異本において、『オスフ』、もしくはそれに関係しそうな語形に関する記述が存在した可能性を示す情報は、観智院本・高山寺本からは得られない。以上により、〈a〉案は不可と考える。

そこで、〈b〉案の場合であるが、⑧「スイ」が⑦「カウツタカ」の「タ」に対して付された異本注記であるならば、西念寺本の⑦「カウツタカ」(右傍点筆者・以下同)は、異本で『カウツスカ』と記されていたことになり、このままでは、〈a〉案の場合と同様に、意味不明の記述となってしまう。

しかし、西念寺本の⑦「カウツタカ」については、表 B-44-a に示したように、観智院本で⑦「ヲヨヌカ」、高山寺本で⑦「オウ□ヌカ」と三者三様の記述がなされ、〈b〉案については、検討の余地が残されている。

そこで、以後〈b〉案が成立するかどうかについて検討していくこととする。さて、そうした、本稿、資料 B-44 の標出漢字「迨」の項目に記された各写本の第 7 注記(観智院本⑦「ヲヨヌカ」、西念寺本⑦「カウツタカ」、高山寺本⑦「オウ□ヌカ」)については、草川昇氏の『五本対照類聚名義抄和訓集成』に見解が見えるので、資料 B-46 にまとめなおしたものを、西念寺本の第 8 注記(⑧「スイ」と併せて、紹介する。

資料 B-46

草川昇氏の解釈 「ヲヨハヌカ」		
高山寺本	西念寺本	観智院本
オウツヌカ	カウ ^ウ ハ ^{スイ} タカ	ヲヨヌカ ^ウ

資料 B-46 は、『五本対照類聚名義抄和訓集成』における和訓の見出し語「ヲヨハヌカ」の項目から、資料 B-44 の順序にしたがって観智院本、西念寺本、高山寺本の用例の記載を模写し、横配列に作表しなおしたものである。

そこから看取される情報を整理すると、草川氏は、資料 B-44 の標出漢字「迨」の各写本における第 7 注記と、西念寺本の第 8 注記の状況に対して、次の「1」〜「8」ように解釈されたものと思われる。

- [1] 観智院本の第7注記「ヲヨヌカ」の「ヌ」字に「(ママ)」と付し、「ヲヨヌカ」の記述を不審とする。
- [2] 西念寺本の第7注記の記述を「カヲハタカ」と解釈する。
- [3] 西念寺本の第7注記「カヲハタカ」の「カ」字に「(ママ)」と付し、「カ」の記述を不審とする。
- [4] 西念寺本の第8注記の記述を「ヌイ」と解釈する。
- [5] 西念寺本の第8注記「ヌイ」の「イ」字を小字右寄せに記し、「ヌイ」を異本注記と解釈する。
- [6] 西念寺本の第8注記「ヌイ」は、第7注記「カヲハタカ」の「タ」字に対して付されたものと解釈する。
- [7] 高山寺本の第7注記の記述を「オヲハヌカ」と解釈する。
- [8] 高山寺本の第7注記「オヲハヌカ」の各カタカナには、それぞれ(上)(上)(上濁)(上)(上)の声点が付されているとする。
- 以下、右の「1」～「8」の解釈と本稿との関係について述べていくが、それには、まず、「7」についてから始める必要がある。
- [7] において、草川氏は、高山寺本の第7注記の記述を「オヲハヌカ」と解釈されているが、それに対し、本稿表B-44-aでは、⑦「オヲ□ヌカ」として、3文字目を「□」とした。この相違は、両者の用例紹介時の姿勢の相違に起因しているものと考ええる。
- すなわち、草川氏は、高山寺本の用例については、天理図書館善本叢書の「複製本を底本として」おられ、本稿も同じ複製本を使用して、資料B-44を作成し、さらに表B-44-aを作成したのであるが、資料B-44に示したように、高山寺本の第7注記の3文字目が記載されているはずの箇所においては、部分的に虫損があり、3文字目の全体像を確認できない状況にある。
- そこで、本稿の表B-44-aでは、高山寺本の第7注記を翻刻するにあたり、その3文字目の箇所を「□」で示すことで、問題が存在することのみを示し、虫損前の状態を推測することを保留した。
- しかし、資料B-44に示したように、3文字目の虫損部分の右側の残存箇所には、何らかのカタカナの一部分と思われる、墨で記された《、》らしきものが確認されることと、標出漢字「迨」の字義と、高山寺本の第4注記に④「オヲフ」とあることを総合的に考慮すれば、第7注記の3文字目の虫損前の文字を「ハ」と類推することは、いわゆる漢和辞典の注記という条件に縛られな

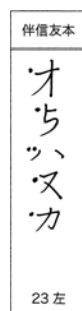
れば、自然な推測であるように思われる。草川氏は、おそらく、そうした推測の上で、高山寺本の第7注記を「オヲハヌカ」とされたものと思われる。

また、資料B-44の高山寺本の第7注記の3文字目の虫損部分の左側の残存箇所には、朱の声点らしきものが一つ付されているようにも見えるが、草川氏は、これを「ハ」の上濁の声点とされている(8)。

右については、望月郁子氏も、高山寺本の第7注記の記述を「オヲハヌカ」とし、虫損箇所の3文字目を「ハ」とされておられるので、やはり虫損箇所の右側に残された《、》の字画から「ハ」字を類推されたものと思われるが、その一方で、望月氏は、その「ハ」「ヌ」「カ」については、声点が付されていることを認めておられない。

ところで、高山寺本の類聚名義抄については、弘化2年に成立した高山寺本の転写本、いわゆる伴信友本の存在が知られている。そこで、その伴信友本における当該箇所を資料B-47に示した。

資料B-47



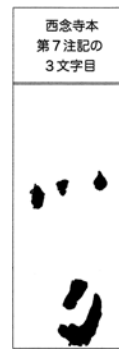
資料B-47に示したように、伴信友本においては、虫損の状況が示されておらず、声点も含めて「オ(上)ヲ(上)ハ(上濁)ヌ(上)カ(上)」と明記されている。伴信友本においては、虫損等による欠落箇所が存在する場合は、その状況が墨筆で示されるので、その方針を信頼すれば、弘化2年当時の高山寺本の第7注記には虫損がなく、カタカナ注記「オヲハヌカ」には、(上)(上)(上濁)(上)(上)の声点が付されていたことになり、草川氏の「7」「8」における解釈どおりの状況が実在していたことになる。

さて、草川氏は、高山寺本の第7注記を「オヲハヌカ」と解釈したこと(7)を前提として、その他の写本の書写状況の解釈を行っているものと思われる。すなわち、観智院本の第7注記「ヲヨヌカ」の「ヌ」に「(ママ)」と付した(1)のは、「ヌ」字に問題があるという意ではなく、「ヌ」字以下の記述に問題があるという意を示したものと思われ、これは、高山寺本の第7注記を「オヲハヌカ」と解釈したことから、観智院本では「ヲヨハヌカ」の「ハ」字が脱漏していると解釈されたためであろうし、また、西念寺本の第7注記「カヲハヌカ」の1文字目の「カ」に「(ママ)」と付した(3)のも、高山寺本の「オヲハヌカ」の「オ」を「カ」と誤写していると考えられたためであろう。

次に、草川氏が、西念寺本の第7注記を「カヲハタカ」として、その3文字目を「ハ」とされていること〔2〕は、本稿で、⑦「カヲツタカ」として、「ツ」と解釈したと相違する。

そこで、改めて資料B-44の西念寺本の記載状況を見ると、表B-44-aで⑦「カヲツタカ」の「ツ」と解釈した第7注記の3文字目の記載箇所には、一見すると、カタカナらしからぬ、横に並んだ「三つの点」が記されていることがわかる。その状況を、より詳しく説明するために、3文字目の周辺のみを、別途、模写し、拡大したものを資料B-48に示した。

資料B-48



資料B-48に示した第7注記の3文字目に相当する箇所には、筆の先を置いて記されただけのような点が三つ横に並んでいるように見え、これを本稿では、カタカナの「ツ」の異体字「ハ」が記されていると解釈した。

その2画目の字画が、いわゆる《、》でなく、逆三角形▼のように見えるのは、字画としては奇妙であるが、これは点の字画《、》と撥ねの字画《、》が一体化してできたものであると考えた。

すなわち、「ハ」の2画目を記した際の運筆においては、2画目の《、》を記した後に、次の3画目の《、》の起筆の位置に筆を運ぼうとして、2画目の《、》の終筆部を撥ねあげようとしたところ、2画目の《、》の字画を小さく、短く記したために、2画目の《、》の字画全体に筆が置かれている状態から、そのまま撥ね上げてしまい、結果的に《、》であるべき2画目全体が逆三角形▼のようになってしまうものと考ええる。

これに対して、草川氏が、この3文字目を、カタカナの「ハ」と解釈されたのは、「三つの点」の一番左の点を墨で記された声点と考えて、中間の点と右側の点が、カタカナの「ハ」を構成する字画であると考えられたのかもしれないし、もしくは、「三つの点」のうち、どれか一つを、紙面の「汚れ」と判断されたのかも知れない。しかし、「三つの点」の、どの二つを選んだとしても、それぞれの字画の長さが「ハ」の字画としては短すぎるように思われ、そうした字画でカタカナ「ハ」を構成していると解釈するのは、何らかの変化の過程を想定しなかり、そのままでは難しいのではないかと思われる。

一方、西念寺本の「凡例」に「ハツ 異」とあるように、西念寺本の書写者

「甲」は、「ツ」の異体字に「ハ」が存在することを承知しており、西念寺本の本文中においても異体字「ハ」を書写した用例がいくつも見えるので、資料B-48に示した3文字目の状況を「ツ」の異体字「ハ」と解釈することは、無理なことではないと考ええる。

さて、草川氏が、西念寺本の第8注記を「ヌイ」と解釈されたこと〔4〕は、本稿において表B-44-aの作成に当たり、それを⑧「ヌイ」と解したと相違する。この相違は、異本注記を問題とする本稿においては、特に重要な問題である。

そこで、その記載状況を詳しく説明するために、西念寺本の第8注記を、別途、模写し、拡大したものを資料B-50に示した。

資料B-50



資料B-50の1文字目の記載状況を見ると、まず、その第1画目の《フ》の、起筆から右方向に運筆した「横画」の部分が、相対的にやや短めになっており、続く「左払い」が縦長に記されているように見受けられる。こうした様子からすると、この第1画目は、一般的には、カタカナ「ス」よりも「ヌ」の1画目に近いと判断することも不自然なことではないとは考ええる。

さらに、その2画目の《、》の起筆部が、わずかではあるが、1画目《フ》の「払い」の部分の左側に突き抜けていることが確認され、これは、「ヌ」字を記そうとしていたことを示す決定的な証拠であるようにも考えられそうである。

しかし、文字全体の字画構成としては、2画目の《、》の位置が極端に低く、1画目の《フ》の終筆部と同じ高さにまで下げられて、低い位置に記されており、もし、「ヌ」字を意図して、1画目の《フ》を縦長に記したのであれば、2画目の《、》の位置は、もっと高い位置にあつてほしいところである。その点においては、むしろ「ス」字が記されているような印象を受ける。

そもそも、2画目の《、》の起筆部が1画目《フ》の「払い」の部分突き抜けているとはいえず、それは、「よく見れば突き抜けている」のがわかるというレベルであり、一瞥しただけで「突き抜けている」ことがわかり、直ちに「ヌ」の特徴として理解されるというものではないように思われる。また、2画目の《、》が1画目《フ》の「払い」を突き抜けていることを認識した後であっても、

右に述べた全体の字画構成と、「突き抜けている」のが、わずかであることから、やはり、『ス』字を書き損じているという印象が先立つように思われ、資料B-50に示したところの、当該字の見かけ上の印象のみによって、これを『ヌ』とするのは、難しいのではないかと考える。

ゆえに、草川氏が、資料B-50の西念寺本の第8注記の1文字目を「ヌ」とされたことについては、その字形からのみではなく、その他の情報をも加味した、総合的な解釈によっているのではないかと推測する。

その他の情報とは、まず、第一に、草川氏の解釈における、西念寺本の第7注記「カチハタカ」の4文字目は「タ」とあること(〔2〕)に対して、高山寺本の第7注記「オチハヌカ」の4文字目が「ヌ」であること(〔7〕)である。

そして、その西念寺本と高山寺本の相違については、注記としての語形、語義の点から、高山寺本の方が正しいと推測され、その推測は、写本の成立順序としても、記述に対する信頼度においても、高山寺本が尊重される背景と一致する。

それらにより、西念寺本の第7注記の4文字目の「タ」は、本来『ヌ』であったという推測がなされることになる。

そうした状況下に、第二の情報として、第7注記の「タ」字の付近に記されている第8注記「スイ」の1文字目の「ス」字の字画構成に乱れがあり、わずかながら、『ヌ』字の特徴も存するということから、第8注記「スイ」を『ヌイ』の誤りとして、第7注記の「タ」字に対する異本注記であると考えれば(〔5〕〔6〕)、高山寺本の第7注記との関係も含めて、西念寺本の第7注記と第8注記の状況を合理的に説明できると考えられるものと思われる。

字画構成に乱れのある西念寺本の第8注記の「ス」字は、本来、書写者が『ヌ』字を書こうとして書き損じたものであると考えれば、『スイ』と見えることの問題は解決できるので、草川氏は、書き損じた書写者の意図を汲み取って、「ヌイ」とされたものと推測する。

それに対して、本稿の表B-44aの作成に当たっては、高山寺本の状況にかかわらず、また、『ヌ』字を書こうとしたか、『ス』字を書こうとしたかという、書写者の意図を問う前に、客観的に見た場合の第一印象として、「スイ」と見えることを単純に示す方針であったために、草川氏との相違が生じたものと考ええる^⑩。

また、〔5〕については、資料B-46の西念寺本に示したように、草川氏は「ヌイ」の「イ」字を、やや小字に記して右寄せにし、一見して「ヌイ」が異本注

記であると理解できるように記されてあるが、これについては、資料B-44、資料B-50にも示したように、実際の「イ」字は「ヌ」(「ス」)字とはほぼ同じ大きさで記されており、西念寺本においては、文字の大きさからは異本注記であることが積極的に示されておらず、この点においても、草川氏の解釈による表現がなされていると考える。

さて、ここまで、(b)案を検討するにあたり、草川氏の見解を紹介し、各写本の記載状況について、本稿との相違点を中心に確認してきたが、草川氏の見解に疑問がないわけではない。

まず、本稿の表B-44aにおいて、

⑦ 高山寺本の第7注記を⑦「オチ□ヌカ」とする。

としたことに対して、草川氏は、その3文字目の虫損箇所を「ハ」と推測し、

〔7〕高山寺本の第7注記の記述を「オチハヌカ」と解釈する。

とした。

この〔7〕は、虫損箇所の問題を、伴信友本の記述によっても解決できるものであったが、西念寺本の異本が、高山寺本以前の状況を伝えるものであるとする場合であれば、高山寺本の記述は、必ずしも絶対的なものではなくなる。

ここで、「西念寺本の異本が、高山寺本以前の状況を伝える」のではないかという発想に至ったのは、草川氏が推測した高山寺本の第7注記の記述自体に疑問が存するからである。すなわち、仮に、〔7〕にしたがって、高山寺本の第7注記を「オチハヌカ」とするとすると、そもそも改編本系の名義抄の注記としては、

〔疑問1〕第7注記「オチハヌカ」の「オチハ」は、第4注記「オチフ」と、標出漢字「迨」の字義説明として内容的に重複することにならないか。

〔疑問2〕熟字項目でない標出漢字「迨」一字の注記として「オチハヌカ」の「ヌ」ような打消しを伴う注記は奇妙ではないか。

〔疑問3〕「オチハヌカ」の「ヌ」が打消しの助動詞であるとすれば、「ヌ」ではなく「ザル」とあるべきではないか。

「疑問4」熟字項目でない標出漢字「迨」一字の注記として「オウハヌカ」の「カ」ような疑問・詠嘆の表現を伴う注記は奇妙ではないか。

という疑問が発生する。

また、本稿の表B-44-aにおいて、

① 西念寺本の第7注記を⑦「カヲツタカ」とする。

ことに対して、草川氏は、その3文字目を「ツ」ではなく、「ハ」とあるとされ、

「2」西念寺本の第7注記の記述を「カヲハタカ」と解釈する。

とされたが、その根拠としては、「7」の高山寺本の第7注記が「オウハヌカ」と記されていること以外に、3文字目を「ハ」とする理由がないこと、そして、本稿の表B-44-aにおいて、

⑦ 西念寺本の第8注記（異本注記）を⑧「スイ」とする。

ことに対して、草川氏が、

「4」西念寺本の第8注記の記述を「ヌイ」と解釈する。

とされたことも、「7」から、西念寺本の第7注記の4文字目の「タ」は「ヌ」の誤りであると考えられたのであり、「4」が成立したのも「7」を前提としたものであろうと推測された。

そこで、まず、草川氏の「7」について、再考してみたいと思う。

具体的には、右に示した本稿の⑦、①、⑦を前提として、標出漢字「迨」の第7注記について、異本を含む西念寺本の系統の記述を検討し、高山寺本以前の、名義抄に用例採取された当時の状況を推測しようとするものである。

さて、本稿の表B-44-aにおいて⑦「カヲツタカ」とした西念寺本の第7注記について、一文字ずつ考察していくと、まず、その第1文字目については、高山寺本・観智院本の記述（仮名遣いの問題は除く）にしたがって、「カ」字が「オ」の誤記とすることに異論はなく、草川説を支持する。この件について

は、西念寺本に異本注記がないことから、⑧「スイ」を付した際の異本においても、同様に「カ」であったかもしれないし、その異本対照作業よりも後に「カ」と誤記したものかもしれない。

次の2文字目の「ヲ」についても、高山寺本・観智院本（異体字の問題は除く）にしたがって、そのまま問題はないものと考ええる。

3文字目については、本稿で「ツ」の異体字「ハ」と解したが、「ツ」としたままでは、語義として意味不明であることは言うまでもない。そこで、この「ハ」のように見える3文字目も、何らかの誤記である可能性を考えたい。直ちに想起されるのは、カタカナ「ホ」の異体字「小」である。

これについては、「小」が「ハ」のように記された時期が、異本対照後に西念寺本の側で行われた転写の際であると考えれば、異本対照時に、それについての指摘がなかったことも齟齬しない。

そして、第8注記（異本注記）の記載が⑨の「スイ」とあると解釈したことが、異本対照者の意図どおりであったとしたら、西念寺本の異本における第7注記の4文字目は「ス」字であったことになる。

以上をまとめると、西念寺本の第7注記⑦「カヲツタカ」に対して、その異本においては、「オウハヌカ」とあった可能性が考えられる。

さらに推測を重ねて、この「オウハヌカ」の最後のカタカナの「カ」字を、漢字「也」字であったと考えると、「オウハヌ也」という形を想像することができる。

漢字「也」の異体字は、カタカナの「ヤ」のように記されることがあるので、カタカナの「ヤ」に類似した「也」字からカタカナの「カ」への誤写が生じたと考えられるわけである。

この「オウハヌ也」が、用例採取時の本来の形であったとするならば、「疑問1」から「疑問4」までを解消できる。そして、「オウハヌ也」であったものが、転写を経る過程において、誤写が発生し、伴信友本の「オウハヌカ」の形にまで変化したと考えるのはどうであろうか。

オ	オ	
ウ	ウ	
ハ	小	←
ヌ	ス	←
カ	也	←
	(西念寺本の異本系統)	
	(伴信友本)	

この『オウハヌカ』案の第一の問題は、資料B-47に示した高山寺本系統の伴信友本に、声点付きで「オウハヌカ」と記されていることである。

西念寺本の異本の記述を、高山寺本成立以前のものと推測しているとは言うものの、観智院本の篇目の、いわゆる凡例に「片假名有朱點者皆有證據」とあることが、高山寺本の系統においても適用できるとすれば、朱の声点が付されている伴信友本の「オウハヌカ」の5文字に対しても、特別に慎重な転写作業がなされていたと考えるのが自然であるように思われる。とすれば、伴信友本の「オウハヌカ」という記載に誤写があるということは考えにくいことになり、例えば、「オウハヌカ」の末尾の「カ」に上声の朱点が付されている以上、カタカナ「カ」が漢字『也』の誤写であった可能性は低いように思われる。

しかし、それは、あくまでも観智院本の凡例執筆当時における朱点に対する方針に基づく類推であるから、凡例成立以後に転写が存在していた場合には、朱点に対する意識が変質していることも考えられるし、また、観智院本成立以前の「朱点」にも「證據」としての意識が含まれていたという確証もないと思われることから、高山寺本と観智院本の凡例とが無関係である場合には、朱点の価値が相違している可能性があり得ることになる。

そして、実際に、高山寺本において、朱点が付されているにもかかわらず、カタカナ注記の記述が誤っていると思われる例は実在する。それらの誤写例が、観智院本の「片假名有朱點者皆有證據」と同様の精神を前提とした上での誤写なのかどうかは、勿論、不明であるが、高山寺本において、朱点が付されている注記においても、書写者が書き損じることがあったということは事実である。しかしながら、第二の問題として、『オウハヌカ』から「オウハヌカ」へ変化する際には、3箇所⁽⁸⁾の誤記が発生しなければ成立しないということになり、その点は、やはり、無理があると考えざるを得ない。人為的なミス⁽⁹⁾の発生は確率の問題ではないかもしれないが、その点において、『オウハヌカ』案には、慎重にならざるを得ないであろう。

そこで、改めて、草川氏の「7」の「オウハヌカ」の解釈が正しい場合について考えてみたい。

まず、先の「疑問4」の、「オウハヌカ」の末尾の「カ」について、草川氏の解釈「8」と資料B-47の伴信友本の記述にしたがえば、上声の点が一つ付されていることから、「カ」は清音であることがわかる。それからすれば、この「カ」は格助詞や接続助詞ではなく、係助詞、副助詞、終助詞のいずれかであり、疑問、もしくは詠嘆の意を表すためのものであることが予想される。

改編本系の名義抄において、おそらくは、転写者が底本の記述に何らかの疑問を感じたり、不確かな情報を記載する際に、『歟』の形で、その意を示すことがあるが、『歟』字がカタカナ「カ」に替えられている確例はないようであるから、「オウハヌカ」の「カ」は、記述に対する疑問や不確かさを表現したのではなく、「オウハヌカ」全体で用例採取されたものであると考えられる⁽¹⁰⁾。

「疑問1」の、単字の標出漢字の項目に同じカタカナ注記が記載されることについては、漢和辞典として不体裁であるから、確かに奇妙なことではある。

しかし、本稿の資料B-44の、例えば、高山寺本の場合には、第4注記「オウフ」に対して第7注記「オウハヌカ」とあるわけで、これはアクシデントにより、同じ注記を採取してしまったというのではなく、明らかに別注記として採用されている。これが問題なのは、第4注記「オウフ」の方が、標出漢字「迨」の和訓を示しているのに対して、第7注記「オウハヌカ」の方は、「オウハ」を「ヌ」が打ち消していることで、標出漢字「迨」自体の字義ではなくなってしまう、その使用例の一つとして示されているように思われるところである。

そこで、「オウハヌカ」の類例として、末尾が『ヌカ』となる用例を探したところ、資料B-53に示したとおり、標出漢字「爲」の注記に一例、「誘」の注記としては三写本に各一例ずつが管見に入った。

資料B-53

図書寮本	鎮国守国神社本	観智院本	観智院本	写本
アキ努ヌカ 94頁	道セカヌカ 中28才	ミチセカヌカ 法上52	セヌカ 僧下79	カタカナ注記 標出漢字
	誘		爲	

実は、資料B-53の観智院本の「爲」項目（僧下79）には、「せ（上）ヌ（平）カ（平）」とは別に「ス（平）」および「せ（平）」の注記が記載されており、一つの標出漢字に同じ動詞が別の形で用例採取されている点、そして、それらに声点が付されている点において、資料B-44の、例えば高山寺本の「迨」項目における「オウフ」と「オウハヌカ」の関係と類似している。

「誘」項目の場合は、図書寮本においては「見(平)チ(上)ヒ(上濁)カ(虫損)ヌ(上)カ(平)」とあり、『見チヒク』等の注記はない。観智院本において「ミ(上)チ(上)ヒ(上濁)カ(上)ヌ(上)カ(平)」として、「ク(平)」を4文字目の「カ(上)」の右に記しているのは、終止形『ミチヒク』の例がなかったことから、図書寮本以降、例えば改編本系の成立時において、辞書的な体裁を意識された結果ではないかと思われる。

鎮国守国神社本において、「道(上)ヒ(上濁)ク(平)」と「ヌ(上)カ(平)」と二つに分けて記されているように見えるのは、「道ヒカヌカ」という記述が、今回の「オウハヌカ」と同様に、ある転写者に異様に思われて、本来、例えば、3文字目が観智院本のように『道ヒカヌカ』とあったものを、『ク』の記述が3文字目の『カ』を訂正しているものと勘違いして、『道ヒク』で一注記と考えてしまったためではないかと考える。残された「ヌカ」だけでは意味をなさないはずであるが、そこまでは考えが及ばなかったのかもしれない。

末尾が『ヌカ』となる用例については、珍しい例であると同時に、資料B-53の用例すべてに声点が付されていることから、声点を伴う例であるところには特徴がありそうである。また、やはり、項目内の終止形でない注記については、辞典としての不体裁を意識することもあったものと思われる。

右により、「オウハヌカ」は孤例ではないことが確認されたが、極めて珍しい用例であることも確かで、『ヌカ』の形の例には用例採取時に、何らかの共通点があったのかもしれないが、それについては、今後の課題としたい。

さて、「疑問3」の、その打消しの助動詞が「ヌ」であつてよいかという点についても、朱声点が付されているところからすれば、その特性を尊重し、現状を認めざるを得ないが、そもそも、「オウハヌカ」の「ヌ」については、上接する「オウハ」が未然形であることからすれば、「ヌ」は打消しの助動詞の連体形ということになり、これが『ザル』ではなく、「ヌ」であることは、名義抄の成立年代を考えると不自然ではないかと思われるが、これについては、小林芳規氏が、

「ヌ」「ネ」は、(中略)平安初期でも加點年時の古い方の資料に多く用いられている。^⑧

とされ、また、

「ヌ」「ネ」が後世「ザル」「ザレ」に訓み變えられることは、漢文訓讀史上の顕著な事象であるが、その新形の「ザル」「ザレ」は平安初期も末頃には、(中略)既に顔を出している、助動詞承接の補助用法としてだけでなく「ヌ」「ネ」と同じ用法に用いられているのである。^⑨

とされている。

とすれば、「オウハヌカ」を記載していた原典が、平安初期の中でも早い時期に成立していたのであれば、何ら問題はないということになる。名義抄の注記の出典においては、万葉集や古事記からもあることを思えば、あり得ることである。

以上、草川説を確認した。

それらをまとめると、「オウハヌカ」は、確かに珍しい用例で、4文字目の「ヌ」を打消しの意で考える以上、標出漢字「迨」の和訓としては問題があるが、孤例ではなく、古い時期の例である可能性が高い。そうした事情であれば、標出漢字「迨」の直接的な和訓ではないものの、用例として採取した理由も、そのあたりに存在したのかもしれない。

本稿では、「疑問1」の「4」を解決するために、西念寺本の第7注記を『オウハヌカ』と解釈することを試みたが、右の検討により、「オウハヌカ」が有り得ることが確認されたのに対して、『オウハヌカ』案は、やはり推測を重ねすぎていくという恨みがある。

以上のことを踏まえて、本稿の結論としては、

(b) 西念寺本の⑧「スイ」は、3行目の⑦「カウツタカ」の「タ」に対する異本注記として付されている。

と考える。しかし、⑧「スイ」は『ヌイ』の誤記であり、また、⑦「カウツタカ」は、「オウハヌカ」の誤記であると考ええる。^⑩

*紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

注記

(165)

因に、資料B144の西念寺本の④「オウフ」の「フ」字には、「フ」字の字画ではない二つの「、」が記されているように見える。その箇所を模写し、拡大したものを資料B145に示す。資料B145の「フ」字の下に見えるのは④「オウフ」の「フ」字の上部と、その左に存する「、」の字画の上部である。

資料B-45



資料B145に示したとおり、資料B144の西念寺本の④「オウフ」の「フ」字が記されている箇所では、「フ」字の字画と二つの「、」が、重ね書きされているように見える。この二つの「、」については、まず、第一案として、単純な「見せ消ち」ではないかという考えが浮かぶが、とすると、二つの「、」の記入者が、④「オウフ」は「オフ」であることが正しい」と考えていたことになってしまふ。しかし、④「オウフ」が標出漢字「追」の注記としては疑問の余地がない点からすると、「オフ」が本来の姿であったとは考えられない。次に第二案として、(a)案にしたがって、異本で「オスフ」とあることを強く示すために、二つの「、」を追記することで名義抄利用者に対して注意を喚起しようとしたという案はどうか。つまり、仮に、異本では④「オウフ」の「フ」字が「ス」であった場合に、異本注記⑧「スイ」を記したものの、それだけでは「フ」字を改めたい気持ちが収まらず、「フ」字を二つの「、」で「見せ消ち」することで万全を期したのだと考えるのである。しかし、この場合も、④「オウフ」の語彙自体に不審がなく、「フ」字の字形にも不審がないにもかかわらず、「フ」字を否定するような書き込みを加えるのは、やはり、不自然な行為であり、そもそも、異本との相違は、異本注記のみで示すのが通例であることからしても、そうした過剰な行為はあり得ないものと考ええる。そこで、第三案として、二つの「、」については、「フ」字に対する声点だったものが変形したものでないかという考えが浮かぶ。資料B144の西念寺本の④「オウフ」に相当する観智院本の④「オヨフ」と高山寺本の④「オウフ」を見ると、いずれにも、三文字それぞれに(上声)(上声)(平声濁)の点が付されていることがわかる。そこで、西念寺本の④「オウフ」の「フ」に見える二つの「、」は、本来、「オ」字に対する上声点と、「フ」字に対する上声点だったもので、「オ」字に対する上声点が、誤って「フ」字に重なるように記されてしまったために、「フ」字に二つの「、」が重ね書きされているように見えてしまっているのだとは考えられなだろうか。しかし、その場合も、やはり、声点と仮定する「、」が「フ」字と重な

ること自体、不審であるし、また、その場合、④「オウフ」の「フ」においては平声濁となるはずのところ为上声の位置に「、」一つになっている点が齟齬する。さらに、そもそも、「フ」字と、二つの「、」と、どちらが先に記されたかは、見かけ上からは判断できないことからすれば、第四案として、例えば、「汚れ」として、二つの「、」が先に記されていたところへ、偶然、「フ」字が重なってしまったということも考えられる。但し、第一案～四案のいずれの場合においても、合理的な行動から外れるのが西念寺本の特徴なのだとすれば、それを否定しにくいという現実もある。本稿においては、(a)案を採用しないところから、西念寺本の④「オウフ」と⑤「スイ」とは無関係とするので、「フ」字の二つの「、」については、これ以上言及しないこととし、別の機会に譲ることとする。

(166) 『五本対照類聚名義抄和訓集成』において、草川昇氏は和訓の見出し語として「ヲヨハヌカ」の項目を立て、本稿の資料B144の観智院本、西念寺本、高山寺本における当該の用例を提示されている。

(167) (14)の『五本対照類聚名義抄和訓集成』の各巻冒頭の凡例に、その旨の記述がある。高山寺本の複製本については(3)参照。

(168) さらに、高山寺本の第7注記の3文字目について、左側の虫損箇所下の残存部分には、仮に「ハ」字であったとすれば、その1画目の字画《ノ》の終筆部となる部分が、わずかに見えているようにも思われるが、(3)の高山寺本の複製本の状況からは断定するまでには至らない。なお、(3)の観智院本の複製本の風間書房版の第二巻に所収の長嶋豊太郎『類聚名義抄仮名索引』においては「ヲヨ(は高)ヌカ(追)」の項目を立て、(○)高本オウハヌカとあるによる」と注記されている。但し、声点についての記述はない。

(169) 資料B144にも示したとおり、(3)の高山寺本の複製本の状況から、第7注記の3文字目について、虫損箇所の左側の残存部分に「朱点らしきもの」が一つ存在することは確認できるが、濁声点として、朱点が二つ並記されていることは確認できないように思われる。本稿の(168)において、「ハ」字であったとすれば、その1画目の字画《ノ》の終筆部となる部分が、わずかに見えているように思われる」としたものを、草川氏は、濁声点の一部と考えられたのかもしれないが、「ハ」字の1画目《ノ》の下部であれば、その位置は平声のものであることになり、上声の濁点の一部の「朱点らしきもの」とは、「高さ」が合わないことになる。とすれば、「朱点らしきもの」を、草川氏が「ハ」字に対する濁声点であると解釈した根拠は、「ハ」字が記されているはずの場所から「朱点らしきもの」までの間隔が広すぎると考えられたことに由来するのかもしれない。すなわち「ハ」字の2画目《、》と推測された字画の記載位置から、「ハ」字の1画目に相当するはずの字画《ノ》の位置を推測し、さらに、その位置から「朱点らしきもの」

の位置を考えると、字画《ノ》と「朱点らしきもの」の間には、もう一つ「朱点」を書き込めるだけのスペースが存在すると推測されたのではないだろうか。確かに、「朱点らしきもの」の位置は、「ハ」字であったとすれば、やや「ハ」から離れているようにも見えなくもないので、虫損部分に二つ目の「朱点」が記されていたという推測も、可能性がないとは言えないと思われる。

(170) (38)の望月郁子氏の『類聚名義抄四種声点付和訓集成』による。望月氏も高山寺本については(3)の天理図書館善本叢書の複製本を使用されている。

(171) 「ハ」字の声点については(169)参照。望月・草川説により、当該箇所を「オウハヌカ」と解釈した場合、(3)の高山寺本の複製本においては、「ヌ」字、「カ」字の左側にも、上声の朱点らしい「・」が一つ記されているようにも見えるが、やや色が薄く、モノクロ印刷の複製本としては、裏面の墨が滲んで、当該頁に見えてしまっているように見えなくもなく、判然としえない。声点が記載されているかどうかは明確でないことから、本稿の資料B-44では、「ヌ」、「カ」の左側には何も付記しないこととした。望月氏が「ヌ」、「カ」に対する声点を記されておられないのも、本稿と同様に考えられたものではないかと思われるが、望月氏が「ハ」字に対する声点を記載しなかったのは、虫損のために濁声点かどうかの確認が得られないためであろうと推測する。

(172) 京都大学文学部国語学国文学研究室編『高山寺本類聚名義抄 附観智院本対照和訓索引』(国語国文202 別刊2 昭和26年3月)の写真複製(23左)による。写真は小さいが「オ(上)ウ(上)ハ(上)ヌ(上)カ(上)」とあることが充分確認できる。また、その索引においても同じく記載があり、編者にも認められていることがわかる。

(173) (14)の『五本対照類聚名義抄和訓集成』の凡例には、見出し語については、「歴史的仮名遣いを原則と」することが示されているが、この項を「ヲヨハヌカ」として、語頭を「ヲ」とするのは、「和訓の順序は最も和訓数の多い完本の観智院本(仏、法、僧)を基に、アイウエオ順に配列」する方針と混用されたためかもしれない。

(174) 資料B-48においては、西念寺本の⑦「カヲツタカ」の3文字目を中程に示した。その下に見えるのは、4文字目のカタカナ「タ」字の上部である。

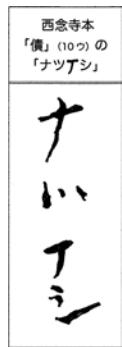
(175) 仮に、この3文字目を、カタカナの「ハ」と「声点」の組み合わせであるとする、草川氏が、資料B-46の西念寺本において、「カヲハタカ」の「ハ」字の左に声点を記されていないことと矛盾してしまう。(14)の『五本対照類聚名義抄和訓集成』における、声点について「西念寺本の位置は不確か」であるという考えにより、無視されたのかも知れないが、そうすると、声点については、「原本のままの位置に付」という同書の方針からは外れてしまうことになる。

(176) 西念寺本の「凡例」については、小林恭治「西念寺本系類聚名義抄三本の比較について」

『鶴見大学紀要』34号 第一部 国語・国文学編 平成9年3月)の資料2に翻刻を紹介したが、その中に「ハツ 異」の記載がある。

(177) (1)の渡辺実氏は、西念寺本の書写は、「甲」「乙」2名が10丁ずつ交互に分担書写しているとき、[甲]が「凡例」を含む1〜10丁、21〜30丁、41〜50丁を担当し、[乙]が11〜20丁、31〜40丁、51〜58丁を担当しているとされる。それにしたがえば、資料B-44の標出漢字「追」の記載がある西念寺本の25丁ウラは「甲」の手によるものとなるが、「甲」「乙」ともに現代の「ツ」と同じ字体のものと、異体字の「ハ」の両方を使用している。参考までに、「甲」の担当する箇所から、異体字の「ハ」の一例として、資料B-49に標出漢字「債」(10丁ウラ)のカタカナ注記「ナハアシ」を模写したものを左に示す。「ハ」の2画目の《、》がその他の《、》と比べて、やや小さいところは資料B-48の状況と類似している。

資料B-49



(178) こうした姿勢は、本稿全体の原則ではあるが、実際には、主観的な偏見が介在する怖れもないとは言えない。また、直感的な判断に迷うケースがないわけではないが、その場合には、その後の考察が徒に煩雑になるだけの判断はしないようにしている。判断の基準は第一印象によるところが大きいので、曖昧にならないを得ないのも実情である。しかし、OCRソフトのような機械的な処理を採用するのも、毛筆、手書きの資料には、現在のところは不向きであろうと考える。

(179) なお、後付けの理屈ではあるが、資料B-50の西念寺本の第8注記の1文字目の1画目の《フ》において、その「横画」の運筆が相対的に短く、左払いが縦長に見えるのは、「ヌ」字を進行の狭間に小字で記そうとして、左右の行との間隔を意識したために、横方向の運筆を遠慮して、つい短めに運筆した結果、《フ》の字画が縦長になってしまったとも説明でき、また、2画目の《、》が1画目《フ》の「払い」を貫いてしまったのも、同様に、行間を意識して2画目《、》の起筆部分を、つい左に寄せてしまったためであるとも説明できる。

(180) この場合、「也」字に声点は付されていないかと思われる。なお、末尾に「也」字を有するカタカナ注記としては、
・カヒノ音也(嘶・仏中52)
・オホキ也(墳・法中67)

・ノミ也(緋・法中131)
 ・ノミ也(御・法中149)
 ・アキラカ也(亮・法下43)

高山寺本に、

・タオヤカ也(一(嬖)婉・55オ)
 ・カヒノ音也(嘶・74ウ)

鎮国守国神社本に、

・タヒラカ也(正・上17オ)
 ・ヲロカ也(魯・上67ウ)
 ・スミヤカ也(晚・上67ウ)

の例が管見に入った。動詞の連体形に下接する例は見られないが、観智院本・高山寺本の「カヒノ音也」などのように名詞に下接する例は見られる。

また、参考までに、カタカナの「ヤ」を「カ」に誤記した例として、(14)の『五本対照類聚名義抄和訓集成』における「ヤ」字からはじまる「和訓」で、語頭の「ヤ」を「カ」として「(ママ)」と付されているものを探したところ、

観智院本に、

・ヤスシ ↓ カスシ(倅・仏上29)
 ・ヤナ ↓ カナ(窟・僧中8)
 ・ヤハラク ↓ カハラク(僧・上上上平濁・仏上2)
 ・ヤフル ↓ カフル(倨・仏上17)
 ・ヤフル ↓ カフル(復・仏上38)
 ・ヤフル ↓ カフル(怖・法中74)
 ・ヤマト ↓ カアト(倭・仏上22)
 ・ヤマヒ ↓ カアヒ(背・仏中117)
 ・ヤリミツ ↓ カリミツ(滌・法上7)

鎮国守国神社本に、

・ヤフサガル ↓ カフサカル(畜・平平平上濁平)・下二130オ)
 ・ヤフル ↓ カフル(鑑・下137ウ)
 ・ヤフル ↓ カフル(歌・平平濁上)・下二63ウ)
 ・ヤブル ↓ カブル(敵・下167オ)
 ・ヤム ↓ カム(眺・上55オ)
 ・ヤム ↓ カム(涅・中6ウ)
 ・ヤム ↓ カム(誤・中32オ)

があった。しかし、高山寺本においては、用例を得ることができず、漢字「也」字をカタカナ「カ」に誤記した例も確認できていない。

(14)の草川氏の『五本対照類聚名義抄和訓集成』の高山寺本において、カタカナに「(ママ)」と付されて、誤記と考えられた和訓で、朱点が一部分でも付されているものとして、資料B-51の6例が管見に入った。

資料 B-51

	和訓	高山寺本	標出漢字
カソフ		サソフ	選
コトコトクニス		コトクニス	畢
ナラシ		ナシ	可
ヌスヒト		ヌルヒト	盗(人)
ノレリ		フリ	似
ハルカ		ハカル	逃

資料B-51の「和訓」の欄については草川氏の表記にしたがい、「高山寺本」の用例の記載については(3)の複製本を参照した。4例目の「ヌスヒト」の「標出漢字」が二つになっているのは、「盗(人)」と「不良(人)」の項目が列記された後に、「共ヌルヒト」と二項目をまとめた形で注記が記載されているためである。草川氏は同書において、「サソフ」「コトクニス」「ナラシ」「ヌルヒト」「フリ」「ハカル」のように、疑問の箇所「(ママ)」を付し、それぞれを「カソフ」「コトコトクニス」「ナラシ」「ヌスヒト」「ノレリ」「ハルカ」の誤りと考えておられるようである。それらの誤り方には、字体の類似したものに誤記しているもの、字順を逆転したものなどがあり、どれもケアレスマスと言えらる。なお、こうした朱点を付されたカタカナ注記における誤写は、観智院本、鎮国守国神社本においても多数見られる。

(182) 参考までに、資料B-51の「コトコトクニス」を「コトクニス」と誤った例は、カタカナ「ニ」を「ミ」と誤った他に、「コトクニ」と「ミ爪」の間にスペースをとっていることから、それらを別々の注記であると誤解しているものと思われる。とすれば、

転写による誤りが二つ発生したことになる。

- (183) 『〓歟』の形の記述については、例えば、高山寺本の標出漢字「匹」(34ウ)の注記に「俗歟」とあるように、『漢字』+『歟』の形で記されることが一般で、観智院本の標出漢字「甦」(僧下84)の注記「カミカエル」の「カ」字に対して「ヨ歟」と付されているような、「カタカナ」+『歟』の例は相対的に少なく、特に、高山寺本には見られないように思われる。そして、カタカナ一文字ではなく、一語に『歟』が下接した例としては、観智院本の「タ、ムキ歟(朱書)」「枯・仏下本103)の例が管見に入った程度で、『カタカナ表記の語』+『カ』の形、つまりは、漢字『歟』の替わりにカタカナ「カ」を用いた確実な例は確認できていない。ゆえに、カタカナ注記の末尾に助詞の「カ」をカタカナで記している場合は、用例採取時において『〓カ』の形であったと考えてよいと思われる。

- (184) しかし、単字の標出漢字の項目に同じ和訓の注記が掲載された例がないわけではない。

資料B-52

観智院本	舟	大冷メ	ツフ子	ツリフ子	上挺
			ツフ子		
					仏下本1

例えば、資料B-52に示した観智院本の標出漢字「艇」の項目には、第2注記として、声点のないカタカナ注記「ヲフ子」が記されているにもかかわらず、末尾に、声点が付された注記「ヲ(上)フ(上濁)子」が記されており、同じカタカナ注記が二つ記載されている。これは、注記の記載順からすると、声点のない「ヲフ子」が先に用例採取されたものの、後になって朱点を有する「ヲ(上)フ(上濁)子」の例が発見され、追記されたのではないかと思われる。本来ならば、いわゆる清書作業などがなされた際に、声点のない「ヲフ子」が削除され、声点が付された「ヲ(上)フ(上濁)子」がカタカナ注記の冒頭に配されるはずであったのではないかと想像される。なお、(3)の観智院本の風間書房版の仮名索引では、声点のある「ヲ(上)フ(上濁)子」の欄に(○)この訓重出せり、如何」とある。なお、一項目に同じカタカナ注記が重複する全ての用例については確認していない。今後の課題としたい。

- (185) 資料B-53では示せなかったが、(3)の鎮国守国神社本の複製本を見ると、「道ヒク」までは薄墨で記されており、「ヌカ」からは濃い墨で記されていることが明瞭である。「道ヒク」と「ヌカ」の間が微妙に離れていることからしても、「道ヒク」が記された後に、墨継がなされたことが明らかで、そうした点から、「道ヒク」と「ヌカ」を別々の注記であると考えていたことが推測できる。また、「道ヒク」の「道」に(上声)の点が付されていることからすれば、先の『オウハヌカ』案の『也』に声点が付されていても

問題はないのかもしれないが、今回は、可能性を示すに留めることとする。

- (186) 参考までに、(16)の築島裕氏の「オヨブ」の項においては、「迨」(38791)の用例が5例見えるが、「オウハヌカ」に類する訓読例は見えない。
- (187) 小林芳規『平安時代の佛書に基づく漢文訓讀史の研究Ⅲ 初期訓讀語體系』(汲古書院 平成24年4月)の「第八章 平安初期の訓讀語の記述」の688頁による。なお、初出は、「古代の文法Ⅱ(中古)」(講座国語史)第4巻「文法史」大修館書店 昭和57年12月)。
- (188) (187)の689頁。
- (189) 漢字「迨」に付された「オウハヌカ」の用例の出典については、確認できていない。ところで、中田祝夫氏の『改訂版古点本の国語学的研究 総論篇』(勉誠社 昭和29年5月初版、昭和54年11月改訂版)の1018頁には、

天理図書館蔵本妙法蓮華経卷四(第五編第一部(その二)参照)の寛治元年(一〇八七)に、

自恣ホシママニセスト云ハムカ

とある。セヌはセムと同一で、別に否定があるわけではない。助動詞ムを撥ねて、それがヌとまぎれやすくなった一證として珍しいものであると思ふ。

とある。それにしたがって、「オウハヌカ」の「ヌ」も打消しの意ではないとすれば、「オウハヌカ」の出典の時期を考え直さねばならないが、助動詞「ム」が撥音化したことで「ヌ」と紛れたような例に、声点が付されることはあり得ないのではないかとと思われるので、今回は、考慮しないこととした。

また、(a)案において、西念寺本の⑧「スイ」が、草川説にたがって「ヌイ」である場合については、④「オウフ」が異本では「オヌフ」とあることになり、やはり、意味不明となるので、(a)案は不可となる。